

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会会則

(名 称)

第 1 条 この会の名称は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第 8 期校友会（以下「本会」という）とし、この会則は本会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。なお、本会の事務所は本会会長宅に置く

(目 的)

第 2 条 本会は、会員相互の交流と友好を深めるための親睦と情報交換の“場”であり、会員の自主的な運営による文化・芸能、スポーツ活動及び社会貢献活動等に参加し、もって教養を高めるとともに健康の維持・増進を図ることを目的とする

(会員の資格及び入会、休会・退会)

- 第 3 条 本会の会員は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第 8 期（以下「本校」という）卒業生又は本校大学院卒業生とし、本会の目的に賛同して年会費を納めたものとする
2. 本会に入会（継続、新・再入会）するものは入会届（様式 1）を会長宛てに提出するものとする。また、本会を休会・退会するものは、休会・退会届（様式 2）を会長宛てに提出して任意に休会・退会できるものとする

(事 業)

- 第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するために次の各事業を行う
- (1) 会員相互の親睦と交流を図る事業及び社会貢献を図る事業
  - (2) 会員の健康の維持・増進を図る事業及び教養を高める事業
  - (3) 会報の発行及びホームページなどによる情報提供に関する事業
  - (4) その他、目的達成に必要な事業

(クラブの入会)

- 第 5 条 会員により設立されるクラブが本会へ入会（継続、新・再入会）する場合は、規約（会則）及び部員名簿（様式 3）を会長宛てに提出し、理事会の了承を得るものとする
2. クラブの活動内容・部費等の具体的な取り決めは、基本的には各クラブの規約（会則）によるものとする

(会 費)

- 第 6 条 本会の会費は年額 2,000 円/人とする。ただし、クラブには会費は課さないものとする。なお、納めた会費は原則として返納しないものとする
2. 会費を変更する必要がある場合には、理事会において審議し、総会において承認を得るものとする

(理事、役員及び監事の役割と定数)

- 第 7 条 本会には理事、役員、監事を置き、その役割と定数は次に示すとおりである
- 理 事 各班から 2 名、各クラブから 1 名 予算案・事業計画案の作成及びそれらの執行等
  - 役 員 下記に示す役員は、本会を代表する理事であり、本会を統率する
    - 会 長 1 名 本会の代表者であり、本会の会務を統括する
    - 副会長 3 名 会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する  
総務部・企画部・広報部の各部長を兼務する
    - 会 計 1～2 名 本会の経理全般を統括する
  - 監 事 2 名 理事以外の会員から選出される監事は、本会の会計を監査する

(理事及び役員を選出方法と任期)

第8条 理事及び役員を選出方法は次に示すとおりである

2. 各班は、班員の互選により班長・副班長を、原則としてそれぞれ1名ずつ選出する。選出された班長・副班長は班代表理事として理事会に出席して、その任にあたるとともに班の代表者として班活動に取り組むものとする
3. 本会に所属するクラブの代表者は、クラブ代表理事を1名選出する。選出されたクラブ代表理事は理事会に出席してその任にあたる
4. 会長・副会長・会計の役員は、理事の互選により選出する。ただし、会長・副会長は、理事会の承認を得て、広く理事以外の会員の中からも適切な人物を選出できるものとする
5. 各班、各クラブは新年度の理事を2月末までには選出して理事選出届(様式4)を会長宛てに提出し、この新・旧理事による事務引き継ぎ式を3月末までには終えるものとする
6. 役員任期は1年とするが、再任は妨げない。理事に欠員が生じた場合は、該当する班又はクラブから補選し、その任期は前任者の残任期間とする

(監事を選出方法と任期)

第9条 監事は理事以外の会員から会長が委嘱し、総会の承認を得るものとする

2. 任期は1年とするが、再任は妨げない。監事に欠員が生じた場合は会長が補選し、その任期は前任者の残任期間とする

(会議の取り決め事項)

第10条 本会の主な会議は、総会及び理事会とし、その会議は会長が招集する

2. 理事会の議長は会長が務め、総会の議長はその総会の出席者の中より選出するものとする
3. 会議の定足数は、委任状(様式5)出席を含め、その会議を構成する会員の過半数とする。なお、会議に欠席し、かつ委任状の提出のない会員は議長に全てを一任したものとみなす
4. 議事は、委任状出席を含め出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(総会の役割)

第11条 総会は、会員をもって構成し、本会の基本方針や重要事項について審議する本会の最高意思決定機関である。本会の総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、会計年度開始以降2か月以内に開催する

2. 定期総会は、下記の議案について審議する
  - (1) 事業報告・決算報告の承認及び事業計画案・予算案の承認
  - (2) 年会費の変更及び会則変更の承認並びに役員、監事の承認
3. 理事会又は3分の1以上の会員から書面による総会の開催要求があったときは、会長は速やかに臨時総会を招集する

(理事会の役割)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、下記に示す事項について具体的な実施計画案を作成し、それを執行する事業執行機関である

- (1) 総会での決議事項及び総会の議決を要しない事項
- (2) 総会に付議すべき事項
2. 理事会には事業執行組織として総務部、企画部及び広報部の3部を設けるものとし、各部の役割分担などは別途、細則に定める
3. 理事会で作成した事業実施計画案は、会員で構成する全体集会において報告し、会員の合意を得て各事業を執行する。理事会及び全体集会は、原則とし

て奇数月の第3火曜日に行うものとするが、必要に応じて臨時に開催できるものとする

4. 理事会の意見調整会議として、会長、副会長及び会計で構成する役員会を会長の要請により適宜開催することができる

(会計の取り決め事項)

第13条 本会の経費は、本会の会費及びその他の収入をもって充てる

2. 年会費2,000円/人のうち、200円/人はさいたま市シニアユニバーシティ校友会連合会（以下「シニア連合会」という）に納める
3. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる

(上部組織への参加)

第14条 本会は、シニア連合会及びさいたま市シニアユニバーシティ北浦和校校友会協議会（以下「北浦和校協議会」という）に参加し、他校校友会との連携を図るものとする。なお、本会のシニア連合会理事・代議員及び北浦和校協議会理事は、会長が理事又は会員の中から選任する

(会則の変更)

第15条 この会則を変更するときは、会員の過半数の同意を必要とする

(細則及び規則の制定)

第16条 本会の運営を円滑に遂行するために別途、細則及び規則を定めることができる

(補 則)

第17条 この会則に定めがない事項については理事会において審議し、会長の決するところによる

(附 則)

この会則は平成25年4月1日をもって施行する

## さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第8期校友会細則

会則第16条により細則を下記のとおり定める

(総務部、企画部及び広報部の設置)

- 第1条 会則第4条に定める事業を効率的に執行するため、理事会には総務部、企画部及び広報部の3部を設けるものとする
2. 各部には部の責任者として部長を置き、その部長には副会長が兼務する。また、部長を補佐する副部長1名を各部に所属する理事の互選により選出する

(各部の役割分担)

第2条 前条に定める各部の役割分担は次のとおりとする

### 1. 総務部

- (1) 会計を主管とする金銭出納簿の作成と管理及び会費の徴収
- (2) 会計を主管とする決算報告及び予算案の作成
- (3) 理事会、総会等における会議資料及び議事録の作成
- (4) 本会の会員名簿の作成及びクラブの規約（会則）、部員名簿の管理
- (5) 理事会、総会、全体集会及び講演会の会場予約
- (6) 北浦和校協議会、シニア連合会との連絡窓口及びその会議への出席

### 2. 企画部

- (1) 総務部、広報部と協力して事業報告及び事業計画案の作成
- (2) 講演会、社会見学会及び懇親会等の企画
- (3) シニア連合会、北浦和校協議会との連携及び他校とのクラブ交流等の統括

### 3. 広報部

(1) 広報誌の発行及びシニア連合会の広報誌に関すること

(2) 広報全般に関すること及びホームページ等による情報発信に関すること

(事業執行に際しての協力体制)

第3条 前条に定める各部は、部長・副部長のもと、担当理事、各班及び各クラブが連携して事業の執行にあたる。各事業の担当班は理事会において検討するものとする

(事業執行に際しての専門委員会の設置)

第4条 会則第4条に定める事業が適切に執行されるように、専門的な分野における課題について、より詳しく調査・検討する目的で、会長及び理事会の提案により専門委員会を設けることができる

(附 則)

この細則は、平成25年4月1日をもって施行する

### 会則第16条による「北浦和校第8期校友会弔事規則」

(目 的)

第1条 この規則は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第8期校友会（以下「本会」という）における本会会員の弔事に関して必要な事項について定めるものである

(規則の適用範囲)

第2条 この弔事規則は、原則として本会の会員に適用する

(弔事に際しての本会の対応)

第3条 弔事の際の本会の対応は次のとおりとする

2. 会員の訃報の知らせを受けたら、総務部は速やかに本会の会長名で、ご遺族に弔意電報を送り、謹んで哀悼の意を表すものとする

(規則の変更)

第4条 この規則を変更するときは、理事の過半数の同意を必要とする。その結果は全体集会等で会員の承認を得るものとする

(補 則)

第5条 この規則に定めがない事項については理事会において審議し、会長の決するところによる

(附 則)

この規則は平成25年4月1日をもって施行する

### 細則第4条による「北浦和校第8期校友会ホームページ委員会規則」

(目 的)

第1条 この規則は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第8期校友会ホームページ委員会（以下「本会」という）に関して必要な事項について定めるものである

(委員長の選出)

第2条 本校校友会の会長は会員の中より本会の委員長を選出し、委員長を委嘱する

(委員の選出)

第3条 会長・委員長は、本会の委員を会員の中より選出し、本会の委員を委嘱する。なお、委員長の判断により必要に応じて専門家を会員以外から招聘することができる

できる

(本会が行う業務)

第4条 本会は、本会の目的を達成する為に次の業務を行う

2. 本校校友会のホームページの作成、更新及び管理等の情報発信に関する事
3. 北浦和校協議会と連携して北浦和校協議会ホームページの推進を図る
4. 広報部等と連携・協力してホームページ及び広報誌の充実を図る

(議事の採決)

第5条 委員会の議長は委員長が務めるものとし、議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(規則の変更)

第6条 この規則を変更するときは、理事の過半数の同意を必要とする。その結果は全体集会等で会員の承認を得るものとする

(補 則)

第7条 この規則に定めがない事項については委員会・理事会において審議し、会長及び委員長が合議して決する

(附 則)

この規則は平成 25 年 4 月 1 日をもって施行する

#### 細則第 4 条による「北浦和校第 8 期校友会会則改正委員会規則」

(目 的)

第 1 条 この規則は、さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第 8 期校友会会則改正委員会（以下「本会」という）に関して必要な事項について定めるものである

(委員長の選出)

第 2 条 本校校友会会長は会員の中より本会の委員長を選出し、委員長を委嘱する

(委員の選出)

第 3 条 会長・委員長は、本会の委員を会員の中より選出し、本会の委員を委嘱する。  
なお、委員長の判断により必要に応じて専門家を会員以外から招聘することができる

(本会が行う業務)

第 4 条 本会は、本会の目的を達成する為に次の業務を行う

2. 本校校友会会則の変更に関する事
3. 会員及び理事会から本校校友会会則の変更の要望があれば会長に諮り、本会で審議して必要に応じて変更を行うものとする

(議事の採決)

第 5 条 委員会の議長は委員長が務めるものとし、議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(規則の変更)

第 6 条 この規則を変更するときは、理事の過半数の同意を必要とする。その結果は全体集会等で会員の承認を得るものとする

(補 則)

第 7 条 この規則に定めがない事項については委員会・理事会において審議し、会長及び委員長が合議して決する

(附 則)

この規則は平成 25 年 4 月 1 日をもって施行する

様式 1

平成 25 年 月 日

入 会 ( 継 続、新 ・ 再 入 会 ) 届

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会会長 蔵重修二殿

私は、本会の目的に賛同し、本会に入会 ( 継 続、新 ・ 再 入 会 ) いたしたく、年会費 2,000 円を添えて申し込みいたします

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会

学籍番号 氏名

様式 2

平成 25 年 月 日

休 会 ・ 退 会 届

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会 会長 蔵重修二殿

この度一身上の都合により平成 年 月 日をもちまして休会・退会いたしたく、ここにお届けいたします

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会

学籍番号 氏名

様式 3

平成 25 年 月 日

平成 25 年度

クラブ部員名簿

代 表

番号	学籍番号	役 職	氏 名	

様式 4-1

平成 25 年 月 日

平成 25 年度班代表理事選出届

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会 会長 蔵重修二殿

さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校  
第 8 期校友会 班 班長

平成 25 年度の班代表理事を 班から下記のとおり選出しましたのでご報告いたします

選任理事名 (班長)

選任理事名 (副班長)

様式 4-2

平成 25 年 月 日

平成 25 年度クラブ代表理事選出届

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会 会長 蔵重修二殿

さいたま市シニアユニバーシティ北浦和校  
第 8 期校友会 クラブ

代 表

平成 25 年度のクラブ代表理事を  
たのでご報告いたします

クラブから下記のとおり選出しまし

選任理事名

様式 5

平成 25 年 月 日

委 任 状

さいたま市シニアユニバーシティ  
北浦和校第 8 期校友会 会長 蔵重修二殿

平成 25 年 月 日開催のさいたま市シニアユニバーシティ北浦和校第 8 期校友会の総会  
を欠席いたします。つきましては、総会議決権を

代理人 氏名 に委任いたします

学籍番号 氏 名

※ 代理人名の記入がない場合は当日の議長に一任とさせていただきます